

## 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（株式会社進々堂）

農林水産省は、株式会社進々堂（法人番号：7130001021158）から提出された「事業再編計画」について10月30日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の認定

株式会社進々堂から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、10月30日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資、及び設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

#### （参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 2. 事業再編計画の概要

パン類の製造販売を行う株式会社進々堂は、事業拡大に向け、複数か所に分散する老朽化した既存工場を新設工場に集約して整備し、生産体制の強化・効率化を図ります。加えて、農産物の調達については、レタスを全量国内農家との直接契約に切り替えるとともに、国産小麦の調達量の増加を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指します。

### 3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和元年11月

終了時期：令和5年9月

### 4. 申請者の概要

名称：株式会社進々堂

住所：京都市中京区竹屋町通寺町東入藤木町33番地

代表者：代表取締役 續木創

資本金：1,500万円

#### 〈添付資料〉

株式会社進々堂の事業再編計画の概要

認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】  
食料産業局食品製造課  
担当者：松嶋、齋藤  
代表：03-3502-8111（内線4112）  
ダイヤルイン：03-3502-5747  
FAX：03-3502-5336

## 株式会社進々堂の事業再編計画の概要

パン類の製造販売を行う株式会社進々堂は、事業拡大に向け、複数か所に分散する老朽化した**既存工場を新設工場に集約**して整備し、**生産体制の強化・効率化を図る**。

加えて、農産物の調達については、**レタスを全量国内農家との直接契約に切り替える**とともに、**国産小麦の調達量の増加**を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

### <事業再編計画概要>

【実施時期】 令和元年11月1日～令和5年9月30日

#### (株)進々堂

- ・工場の廃棄、新設
- ・多品種製造に対応した高効率な生産体制の構築
- ・レタス調達の直接契約取引への切替
- ・国産小麦の調達量の拡大

融資

日本政策金融公庫

設備投資に係る割増償却

### 【目標】

(農産物流通等の合理化)

**レタス調達に占める国内生産者との直接契約の割合** H30:31%→R5:100%  
**国産小麦の使用比率** H30実績から53.8%以上増

(生産性の向上)

**従業員1人当たりの付加価値率の向上** 5.2%→7.1%

## 様式第四（第6条関係）

### 認定事業再編計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

令和元年 10 月 30 日

#### 2. 認定事業再編事業者名

株式会社進々堂

#### 3. 認定事業再編計画の目標

##### (1) 事業再編に係る事業の目標

パン類の製造販売を行う株式会社進々堂は、事業拡大に向け、複数か所に分散する老朽化した既存工場を新設工場に集約して整備し、生産体制の強化・効率化を図る。加えて、農産物の調達については、レタスを全量国内農家との直接契約に切り替えるとともに、国産小麦の調達量の増加を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

##### (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

###### ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

サンドイッチに使用するレタスについて、全量を生産者からの直接取引に切り替えることで、レタス調達に占める国産生産者との直接契約の割合を平成 30 年度の 31%から令和 5 年度には 100%に引き上げる。

また、国産小麦の使用比率を 53.8%以上引き上げる。

これらの取組により、農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与することを目指す。

###### ② 生産性の向上を示す数値目標

従業員 1 人当たりの付加価値を平成 30 年 9 月末の 5.2%から、令和 5 年 9 月末には 7.1%とすることを目標とする。

###### ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和 5 年度において有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100%を上回る。

#### 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

##### (1) 事業再編に係る事業の内容

###### ① 計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業（パン製造業）

###### ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

###### （事業の構造の変更）

- ・旧工場設備の相当程度の廃棄及び保有する施設の相当程度の撤去

廃棄する施設とその内容：

本社工場 939 m<sup>2</sup>、セントラルキッチン 180 m<sup>2</sup>、フランスパン工場 65 m<sup>2</sup>、菓子工房 73 m<sup>2</sup>

帳簿価格：24 百万円

撤去期日：令和 2 年 9 月 30 日

撤去比率：3.0%

廃棄する設備とその内容：

本社工場 パン製造設備一式、セントラルキッチン サンドイッチ製造設備、フランスパン

工場 フランスパン製造設備一式、菓子工房 菓子製造設備一式

帳簿価格：16 百万円

撤去期日：令和 2 年 9 月 30 日

廃棄比率：16.6%

(事業の方式の変更)

分散していた旧工場等（本社工場、セントラルキッチン（サンドイッチ工場）、フランスパン工場、菓子工房、冷凍庫、荷捌き所）を閉鎖し集約を図る。同時に製造ラインを一新し生産体制の強化・効率化を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

・京都市伏見区深草西川原町 21 番地の 1

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年 11 月 1 日～終了時期：令和 5 年 9 月 30 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

| 措置事項          |                                                                                       | 実施する措置の内容<br>及びその実施する時期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 期待する支援措置                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 規則第1条第1項の要件   |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                              |
|               | 十一 保有する施設の相当<br>程度の撤去又は設備の相当<br>程度の廃棄                                                 | <p>撤去する施設とその内容：<br/>         本社工場 939 m<sup>2</sup>、セントラルキッチン 180 m<sup>2</sup>、フランスパン工場 65 m<sup>2</sup>、菓子工房 73 m<sup>2</sup><br/>         帳簿価格：24 百万円<br/>         撤去期日：令和2年9月30日<br/>         撤去比率：3.0%</p> <p>廃棄する設備とその内容：<br/>         本社工場 パン製造設備一式、セントラルキッチン サンドイッチ製造設備、フランスパン工場 フランスパン製造設備一式、菓子工房 菓子製造設備一式<br/>         帳簿価格：16 百万円<br/>         撤去期日：令和2年9月30日<br/>         廃棄比率：16.6%</p> |                                                                              |
| 法第2条第5項第2号の要件 |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                              |
|               | 農産物に係る新たな生産<br>若しくは販売の方式の導入<br>又は設備等その他の経営資<br>源の高度な利用による農業<br>資材又は農産物の生産又は<br>販売の効率化 | 分散していた旧工場等（本社工場、セントラルキッチン（サンドイッチ工場）、フランスパン工場、菓子工房、冷凍庫、荷捌き所）を閉鎖し集約を図る。同時に製造ラインを一新し生産体制の強化・効率化を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>租税特別措置法第68条の33（事業再編促進機械等の割増償却）</p> <p>法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け）</p> |